

低炭素建築物新築等計画認定通知書等の押印廃止について

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令 1 1 1 号）の施行に伴い、令和 7 年 4 月 1 日以降、さいたま市が交付する以下の通知書の押印を廃止します。

【都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則】

- ・様式第六 認定通知書
- ・様式第八 変更認定通知書

【さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則】

- ・様式第 2 号 軽微変更該当証明書
- ・様式第 4 号 認定しない旨の通知書
- ・様式第 8 号 認定を取り消す旨の通知書

【問合せ先】

さいたま市建設局建築部住宅政策課

マンション管理支援係

TEL：048-829-1518

FAX：048-829-1982